



妊婦のための支援給付事業



 全ての妊婦の方・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、令和7年4月より「妊婦のための支援給付事業」を実施しています。

- ① **伴走型相談支援**：妊娠期（妊娠届出時及び8ヶ月）と出産後に保健師・助産師等が面談を行い、子育て支援サービスの紹介や相談支援等につながるなど、子育てに必要な切れ目のない支援を実施します。

② 妊婦支援給付金



種別	支給対象者	支給額
妊婦支援給付金（1回目）	妊婦支援給付認定者	妊婦 1 人あたり 5 万円
妊婦支援給付金（2回目）		妊娠したお子さん 1 人あたり 5 万円

 **対象**：令和7年4月1日以降に妊娠を届け出た方や出産された方で、妊婦支援給付認定の申請をして、妊婦支援給付認定を受けた方
※流産・死産された場合も給付の対象です。

 **申請**：給付金は**口座振り込み**です。

妊娠・出産の時期	給付金の種別	申請方法
令和7年4月1日以降に 妊娠届出	妊婦支援給付金 （1回目）	妊娠届出時に「 妊婦支援給付認定申請書 」で 申請してください。
令和7年4月1日以降に 出産	妊婦支援給付金 （2回目）	妊娠8ヶ月頃以降に「 胎児の数の届出書 」を 提出してください。

 **申請等に必要な物**：**妊婦名義**の振込口座が確認できるもの（通帳のコピー等）をご用意ください。
各申請書等は来所時にお渡しします。



【問い合わせ先】

扶桑町健康推進課（保健センター）

〒480-0103 扶桑町大字柏森字中切254番地 扶桑町保健センター

電話（0587）93-8300 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）